

袖ヶ浦市介護保険運営協議会(令和7年度第4回)議事録

1 開催日時 令和8年1月21日(水) 開会:午後1時55分、閉会:午後2時25分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階会議室3-1

3 出席委員

会 長	杉浦 弘樹	委 員	山本 賀奈恵
副会長	大熊 賢滋	委 員	石井 美喜男
委 員	安部 紀孝	委 員	松並 秀年
委 員	井上 裕二	委 員	石川 尚子
委 員	矜田 稲子	委 員	佐々 美穂
委 員	井村 紀子		

(欠席委員)

副会長	栗林 典代	委 員	望月 英太郎
委 員	中村 武仁	委 員	岡寄 圭次郎

4 出席職員

福祉部長	田中 敦則	高齢者支援課長	川邊 孝昭
介護保険課長	重田 裕子	高齢者支援課副課長 [高齢者福祉班長]	茂木 敬子
介護保険課副課長 [認定・給付班長]	門脇 紀	高齢者支援課 地域包括支援班長	三沢 ひとみ
介護保険課 管理班長	渡辺 徳人	介護保険課 管理班 主任主事	河野 遼太郎

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	1人
------	----	------	----

## 6 次 第

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 議題

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について

(2) 地域密着型サービス事業所の廃止について

(3) 令和7年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

(4) その他

### 4 閉会

## 7 議 事

事務局 (重田課長)	<p>ただいまの出席委員は11名でございます。したがって、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>これより、令和7年度第4回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日、栗林委員、中村委員、望月委員、岡寄委員が所要のため欠席との報告をいただいております。</p> <p>初めに、杉浦会長、あいさつをお願いいたします。</p>
杉浦会長	(杉浦会長あいさつ)
事務局 (重田課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入る前に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。</p> <p>会議次第、議題(1)、議題(2)、議題(3)</p> <p>以上、次第を含めて4点が資料でございます。</p> <p>不足等はございませんでしょうか。</p>
	(発言者なし)
事務局 (重田課長)	<p>会議の進行は、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、杉浦会長をお願いしたいと思います。</p> <p>杉浦会長、よろしくをお願いいたします。</p>
杉浦会長	議事に入る前に、会議の公開及び傍聴につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (重田課長)	<p>本日の会議は、公開でございます。</p> <p>議事録につきましては、市ホームページ及び市役所中庁舎3階市政情報室にて公開してまいりますのでご了承ください。</p> <p>また、本日の傍聴人は1名でございます。</p>
杉浦会長	皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。

杉浦会長	傍聴の方につきましては、配付いたしました要領の注意事項を遵守し、会議の円滑な運営にご協力をお願いいたします。
	(発言者なし)
杉浦会長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の議題は、その他を含め、4件でございます。</p> <p>会議次第をご覧ください。</p> <p>議題(1)は、事務局から説明を受け、ご意見をいただくものです。</p> <p>議題(2)については、事務局から報告するものです。</p> <p>議題(3)については、事務局から説明を受け、審議の上、採決をするもので各議題とも事務局の説明が終了した後に質疑をお受けすることといたします。</p> <p>まず、議題(1)の「地域密着型サービス事業者の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡辺班長)	<b>【議題(1)に関する説明】</b>
杉浦会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。</p> <p>どんなことでも結構でございます。質疑がある方は遠慮なく挙手をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
	(発言者なし)
杉浦会長	地域密着型サービス事業について簡単に説明していただければと思います。
事務局 (渡辺班長)	<p>地域密着型サービスは、平成18年4月に開始されたサービスで、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするために、事業者が地域住民を対象に提供するサービスとなります。</p> <p>一般的な介護サービスは県が指定・監督を行いますが、地域密着型サービスは市がその役割を担います。</p> <p>地域密着型サービスを利用するには、原則、要支援・要介護の認定を受けた袖ヶ浦市民のみが利用することができます。例外で市外の方でも市町村間で協議し、同意が得られればサービスを利用できるということもあります。</p> <p>利用者と施設職員がなじみの関係が築けるように小規模なサービスとなっており、利用者の状況や希望に細やかに対応しやすい特徴もございます。</p>
杉浦会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>利用定員10名とありますが、入所型ですか。このような事業所は訪問介護もやるのでしょうか。</p>
事務局 (渡辺班長)	こちらの事業所につきましては、通所介護事業所ですので、送迎等により利用者が事業所に行きます。午前10名、午後10名という形になっています。
杉浦会長	入所型ではなく、通いですね。

杉浦会長	ありがとうございました。 いかがでしょうか。どんなことでも結構でございます。
	(大熊委員挙手)
杉浦会長	大熊委員。
大熊委員	株式会社エバーフォレストさんは市原市が主体で、先ほど3店舗経営という説明でしたが、今回のレコードブック長浦が4店舗目ということよろしいですか。
事務局 (渡辺班長)	はい。そういうことになります。
大熊委員	現状は3店舗とも市原市で、袖ケ浦市には初めて1店舗目ですか。
事務局 (渡辺班長)	市原市で3店舗経営しており、袖ケ浦市には初めて1店舗目ということになります。
大熊委員	業歴はどれぐらいですか。
事務局 (渡辺班長)	平成29年11月に設立されております。
大熊委員	はい。わかりました。
杉浦会長	ありがとうございます。よろしいですか。 他の委員の皆様はいかがでしょうか。
	(石川委員挙手)
杉浦会長	石川委員。
石川委員	特養の入所と違って、通所介護のニーズは把握しづらいと思いますが、デイサービスも市として足りていないというような印象ですか。
事務局 (渡辺班長)	現時点で足りていないという声は伺っておりません。
石川委員	はい。ありがとうございます。
	(佐々委員挙手)
杉浦会長	佐々委員。
佐々委員	袖ケ浦市は半日型のリハビリに特化した通所介護がなかったので、良かったと思っています。うちの事業所にこちらの方がパンフレットを持ってきてくださったことがありました。事業所は上泉で、送迎範囲ではありませんでしたが、野里方面まで範囲を延ばしてくださったので、ありがたいと思いました。私としては、通所介護は少し不足しているという印象があります。
杉浦会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
	(松並委員挙手)
杉浦会長	松並委員。
松並委員	人員基準にあります機能訓練指導員1以上となっていて、今回の審査で機能訓練指導員に配置されている資格の方はどんな方か教えていただければと思います。

事務局 (渡辺班長)	看護職員です。
松並委員	かしこまりました。
杉浦会長	はい。ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。
	(井上委員挙手)
杉浦会長	井上委員。
井上委員	指定年月日が令和8年3月1日と説明がありましたが、指定年月日というのは正式に市が認める事業所のオープンが3月1日ということですか。
事務局 (渡辺班長)	今回の運営協議会で意見をいただき、その後に市が指定の決定をします ので、3月1日からオープンとなります。
井上委員	そうすると佐々委員がパンフレットを持ってきたというのは、先だった行動で はないかと思いますが。
佐々委員	オープンの前に利用者に案内してくださいということで、3月にオープンしま すというご挨拶も含めて来ていただきました。
井上委員	正式に指定されていないのに、動き出している。間違いなく指定されるとは 思いますが、指定されてから募集等するのではないか。他の事業所もこのよ うになさっているのでしょうか。
	(田中福祉部長挙手)
杉浦会長	田中福祉部長。
事務局 (田中福祉部長)	介護保険制度がスタートしたときのことになってしまいますが、当時、介護 保険が平成12年4月1日からサービスを提供するというので、全国一斉に動 いたという経緯がございます。 そのときに国の方針としましては、4月1日からすぐにサービスが受けられる ような体制を整えなければならないということで、半年前からサービスの受付 を始めた経緯があります。 そういうことを踏まえますと、今回3月1日からオープンということですが3月 1日の時点では、希望者の方にサービスを提供できる体制が整っていなけれ ばなりません。 見方によっては今回の運営協議会で、承認されることが前提でというような 捉え方もあるかと思いますが、一方利用者の方からしてみますと、3月1日か らサービスを受けられる環境という意味では、今回のような対応を取られたと いうこともあるかと思いますが。私どもとしましては、利用者の方が3月1日になっ たらすぐにサービスを受けられる環境を整える。あわせて3月1日からこういう サービスが提供できるので、もし希望される方がいたら紹介してくださいとい うことでの対応かと思っております。遅滞なくサービスが提供できる環境を整 えるというところで、言い方が適当かどうかわかりませんが良いように解釈を いただければと思います。

杉浦会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>オープンしてもすぐに利用できないと宝の持ち腐れになってしまうと困りますので、田中福祉部長のおっしゃったことをご理解いただければと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。よろしいですか。</p>
	(発言者なし)
杉浦会長	<p>運営協議会としての意見は「無し」といたします。</p> <p>次に移らせていただきます。</p> <p>続きまして議題(2)です。「地域密着型サービス事業所の廃止について」でございます。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局 (渡辺班長)	<b>【議題(2)に関する説明】</b>
杉浦会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>質疑等確認したいことがございましたら遠慮なくお願いしたいと思います、いかがでしょうか。</p> <p>19人以上の通所介護で指定を受けているということですが、定員の違いだけで、サービス内容は変わりませんか。</p>
事務局 (渡辺班長)	サービス内容については変わりません。
杉浦会長	<p>切り替えのような感じですかね。</p> <p>何か確認したいことがありましたら、どうでしょうか。</p>
	(石井委員挙手)
杉浦会長	石井委員。
石井委員	廃止ということで市の指定を受け運営していたわけですが、県の指定を受けるといことで、今の状態は活動していない状況ですか。
事務局 (渡辺班長)	事業所自体は同じですので、市の指定から県の指定に切り替えて、定員が18名以下から19名以上になり、引き続きサービスを提供しております。
石井委員	市では関与していないということよろしいですか。
事務局 (渡辺班長)	指定権者が県ですので、指定に関しては関与していません。
杉浦会長	<p>ありがとうございます。他にいかがですか。よろしいですか。</p> <p>次に移らせていただきます。</p> <p>議題(3)でございます。「令和7年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託」についてでございます。</p> <p>まずは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (三沢班長)	<b>【議題(3)に関する説明】</b>

杉浦会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託業者を新たに指定するというところでございます。こちらは審議案件でございますので、質疑して意見等ありましたらお願いしたいと思います。</p>
	(発言者なし)
杉浦会長	<p>議題(3)「令和7年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」、認めることに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
	(全員挙手)
杉浦会長	<p>全員賛成でございます。</p> <p>よって議題(3)については承認されました。</p> <p>次の議題に移らせていただきます。</p> <p>「その他」でございます。まずは委員の皆様方から何かございますでしょうか。</p>
	(発言者なし)
杉浦会長	<p>事務局から何かありましたら、よろしく願いいたします。</p>
事務局 (渡辺班長)	<p>次回の介護保険運営協議会の開催日程について、ご連絡させていただきます。</p> <p>次回の運営協議会でございますが、議会の日程と重なっております、こちらの都合で大変申し訳ございませんが、30分遅らせていただき、令和8年3月23日(月)午後2時30分から、開催いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
杉浦会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日予定していた議案は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>以上で議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力をいただきましてありがとうございました。</p>
事務局 (重田課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第4回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>

# 令和7年度第4回袖ヶ浦市介護保険運営協議会

日 時 令和8年1月21日（水）

午後2時

場 所 市役所北庁舎3階

会議室3-1

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

（1）地域密着型サービス事業者の指定について

（2）地域密着型サービス事業所の廃止について

（3）令和7年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント  
業務の委託について

（4）その他

4 閉 会

議題（１）地域密着型サービス事業者の指定について

１．地域密着型通所介護（１件）

項目	内容
申請者名	株式会社エバーフォレスト
申請者所在地	市原市出津１４３番地
代表者氏名	森 和則
事業所名称	レコードブック長浦
事業所の所在地	袖ヶ浦市長浦駅前１丁目５番地７
サービス種別	地域密着型通所介護
利用定員	１０名
指定年月日	令和８年３月１日

２．位置図



## 基準要件確認表 地域密着型通所介護

根拠条文…袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

I 人員に関する基準				
確認項目	基準	根拠条文	確認書類	審査結果
1 従業者の員数	①生活相談員 勤務時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数。	第54条の2	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・資格証等の写し	○
	②介護職員 単位ごとに、サービス提供時間数に応じた配置が必要。(提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数(利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数)とする。) ※利用定員15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数。			○
	③看護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数。			○
	④機能訓練指導員 1以上。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務することも可。			○
2 管理者	指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を配置すること。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。 ①当該指定地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護従業者としての職務に従事する場合 ②同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	第54条の3	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	○

II 設備に関する基準				
確認項目	基準	根拠条文	確認書類	審査結果
3	設備に関する基準	第54条の4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平面図</li> <li>・ 写真</li> </ul>	○
	①食堂及び機能訓練指導室 3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上。また、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。			
	②相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。			
	③静養室・事務室 有すること			
	④消防設備等 非常災害に際して必要な設備を備えること。			○
III 運営に関する基準				
確認項目	基準	根拠条文	確認書類	審査結果
4	運営規程 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めること。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員 (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用にあたっての留意事項 (8) 個人情報の取扱い方法 (9) 緊急時等における対応方法 (10) 非常災害対策 (11) 虐待の防止のための措置に関する事項 (12) その他運営に関する重要事項	第54条の11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程</li> </ul>	○
5	勤務体制の確保等 指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めること。	第54条の12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li> </ul>	○
6	苦情処理 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。	第54条の19において準用する第35条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</li> </ul>	○

## 議題（２）地域密着型サービス事業所の廃止について

介護保険法第78条の5第2項による廃止について報告いたします。

### 1. 地域密着型通所介護（1件）

項目	内容
介護保険事業所番号	1 2 7 3 4 0 0 6 2 0
申請者名	有限会社ライフサポート彩輝
申請者所在地	袖ヶ浦市奈良輪1053番地1
代表者氏名	安藤 慶子
事業所名称	通所介護ベストケア
事業所の所在地	袖ヶ浦市大曾根1183番地1
廃止年月日	令和7年9月30日
廃止理由	地域密着型通所介護（定員18名以下）を廃止し、通所介護（定員19名以上）で県の指定を受けるため。

議題(3) 令和7年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

●指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント:介護予防支援も介護予防ケアマネジメントも基本的な考え方や流れは同じであり、要支援者等がサービスの円滑な利用ができるよう、心身の状況を把握しケアプランを作成したり、サービス事業者との連絡調整等を行う業務です。

●令和7年8月1日時点において、本運営協議会にて、居宅介護支援事業所への指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託についてご意見をいただき、以下の居宅支援事業所と契約を締結しております。

【袖ヶ浦市地域包括支援センター:29事業所(市内11事業所、市外18事業所)、昭和・根形地区地域包括支援センター:26事業所(市内10事業所、市外16事業所)、長浦地区地域包括支援センター:28事業所(市内11事業所、市外17事業所)、平川地区地域包括支援センター:23事業所(市内11事業所、市外12事業所)】

●今回下記の居宅介護支援事業所より、業務委託契約の希望がありましたので、委託事業所の追加に関してご意見をいただくものです。  
 なお、No1及びNo2については、本来であれば公正・中立性を確保する観点から、事前にご意見をいただくものでございますが、やむをえない理由により事後でのご意見をいただくものです。

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所(追加分)

No.	契約包括			契約日	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所			運営主体	
	昭和・根形地区	長浦地区	平川地区				住所	指定有効開始年月日	指定有効終了年月日	住所	法人名
1	○			令和7年10月1日	1271100735	指定居宅介護支援事業所ゆきあい	千葉県木更津市高柳3369-5	令和4年4月1日	令和10年3月31日	千葉県木更津市高柳3369-5	特定非営利活動法人福祉活動ゆきあい
2	○	○	○	令和7年11月13日	1273401081	ベストケア居宅介護支援事業所	千葉県袖ヶ浦市神納1-19-3 グローバルビレッジ10号	令和7年8月1日	令和13年7月31日	千葉県木更津市貝淵1-14-29	合同会社BMO
3	○	○	○	令和8年2月1日	1272404904	ケアマネジャー事業所シンフォニー市原	千葉縣市原市東国分寺台2-6-19 ユートピアB102	令和7年4月1日	令和13年3月31日	千葉県木更津市祇園3-26-6	合同会社ル・リアン

【補足説明】

「指定居宅介護支援事業所ゆきあい」及び「ベストケア居宅介護支援事業所」につきましては、ご利用者様がこの事業所のことをよくご存じであり、ケアマネジメントの依頼を強く希望され、早急なサービス利用の必要性があったため、事後でのご意見をいただくものであります。